

2026年度 中野区産業経済融資のご案内

中小企業者の円滑な資金調達を支援します。

中野区産業経済融資は、中野区内の中小企業者が金融機関からの資金を借入れる際に、区のおつ旋を受けることで低利な融資の利用や金利等の補助(利子補給等)が受けられる制度です。

※ 融資の可否は、金融機関及び信用保証協会の審査により決定します。
審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。

融資おつ旋申込み・お問合せ先

中野区産業振興センター2階 融資おつ旋窓口

電話 03-3380-6947 (直通)
住所 〒164-0001 中野区中野2-13-14
受付時間 平日 9時 ~ 17時

<https://nakano-sangyoushinkou.jp/loan-info/>

※ 中野区産業振興センターでは、融資おつ旋やセーフティネット保証、商工相談等の申込みを受付けています。



中野区役所 ホームページ
(中野区産業経済融資のご案内)



産業振興センター アクセス



1. ご利用できる方

以下の要件を満たしている方(創業支援資金の利用要件は4ページを参照)

- ① 中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者(または、中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号のいずれかに該当する小規模企業者)で、次のいずれかに該当すること。
 - ア 法人の場合：主たる事業所または本店の所在地が区内にあること。
 - イ 個人事業者の場合：主たる事業所または住民登録が区内にあること。

※「主たる事業所」とは、営業の本拠地として本店機能を持った店舗等のことを言います。
- ② 1年以上事業を営んでいること。
※区内に主たる事業所があることを要件とする場合は、1年以上区内で事業を営んでいること。
- ③ 次の税目について、納付すべき分をあっ旋の申込みをする日までに完納していること。
 - ア 法人の場合：法人住民税
 - イ 個人事業者の場合：住民税(特別区民税及び都民税)
- ④ 資金の用途が適正で、かつ、資金及びその資金に係る利子について十分な償還能力があること。
- ⑤ 1期以上の法人税または所得税の確定申告を行っていること。 ※収益事業を営んでいないNPO法人の利用である場合を除く。
- ⑥ 許認可または届出等を必要とする業種を営む場合は、その許認可を受け、または届出等をしていること。
- ⑦ 東京信用保証協会の保証対象業種に該当すること。
- ⑧ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

業 種	中小企業者		規模一覧
	資 本 金	従 業 員 数	【小規模企業者】 従 業 員 数
製造業・建設業等	3 億 円 以 下	300人以下	20 人 以 下
卸 売 業	1 億 円 以 下	100人以下	5 人 以 下
サ ー ビ ス 業	5,000 万 円 以 下	100人以下	
小 売 業	5,000 万 円 以 下	50人以下	

2. 資金用途について

- (1) 運転資金 : 事業を行うために経常的に必要とする資金
(例) ◆商品・原材料の仕入れ ◆買掛金・支払手形の決済 ◆外注費 ◆人件費 など
- (2) 設備資金 : 機械設備や車両などの購入や、店舗・事務所等の新築・増改築のために必要とする資金
(例) ◆店舗・事務所等の新・増改築 (※申請者本人の居住部分は除きます。) ◆機械・備品等の購入(概ね単価10万円以上) ◆事業用車両の購入 など
- (3) 借換 : 次の要件を満たす場合、新たに借入れる資金に、現在返済している中野区産業経済融資の資金を借換として含めることができる。(借換先が、経営改善借換資金の場合、同額借換も可)
(要件) ◆同一金融機関・同一支店の資金であること。
◆元金の返済を6か月以上継続していること。(借換先が経営改善借換資金の場合は除く)

※各資金においては、下表中○の記載がある資金にて借換ができます。

【借換元】	【借換先】	事業資金	小規模企業 特例資金	創業支援 資金	経営改善 借換資金
事業資金	事業資金	○	—	—	○
事業活性化支援資金	事業活性化支援資金	○	○	—	○
IT・DX導入資金	IT・DX導入資金	○	○	○	○
災害特別資金	災害特別資金	○	—	—	—
経営安定支援資金	経営安定支援資金	○	—	—	—
小規模企業特例資金(中野小口)	小規模企業特例資金(中野小口)	○	○	—	○
事業活性化支援資金(小口)	事業活性化支援資金(小口)	○	○	—	○
IT・DX導入資金(小口)	IT・DX導入資金(小口)	○	○	○	○
創業支援資金	創業支援資金	○	—	○	○
経営改善借換資金	経営改善借換資金	○	—	—	—

3. 申込時の注意点

申込にあたっては、以下の点にご注意ください。

◆資金使途は明確かつ適正であること。

※資金使途は、設備・運転・設備運転併用・借換(一部の資金に限る)のいずれかです。

※資金使途が以下のいずれかに該当する場合は、「中野区産業経済融資」のあつ旋申込みはできません。

- ア 生活資金
- イ 住宅資金
- ウ 投機資金
- エ 税金の納付
- オ 資本金の充当
- カ 支払済みの設備資金
- キ 既往債務の返済

※中野区産業経済融資における「借換」を資金使途とする場合を除く。

◆中野区産業経済融資全体の申込限度額は、借入残額(審査中も含めて)の合計の5,000万円までです。

◆申込金額、あつ旋金額、実行金額は万円単位(万円未満切捨て)です。

◆複数の資金を同時に申込みすることはできません。

◆貸付実行前の資金がある場合は申込みすることはできません。

◆初回償還日前に同一資金を追加で申込みすることはできません。

4. 利子補給について

◆区による金利の補助(利子補給)は年4回、金融機関に対して行います。

◆区は、融資実行当初の返済計画に基づき利子補給を行います。返済の延滞や返済条件の変更があった場合でも、当初計算された利子補給額を超える利子補給はいたしません。

ただし、一部内入れを行った場合は、一部内入れ後の返済計画に基づき利子補給を行います。

ご 注 意

次のいずれかに該当する場合は、必ず、速やかに金融機関に届出をしてください。

◆事業を廃止した。 ◆借受者が死亡した。 ◆相続により事業の承継を行った。

◆法人の場合、主たる事業所または本店の所在地を移した。

◆個人事業者の場合、主たる事業所または住民登録を移した。

◆法人成りまたは個人成りを行った。 ◆商号または屋号を変更した。 ◆法人の代表者を変更した。

※金融機関への届出の遅れにより、利子補給金に過払いが生じた場合には、金融機関を通じて遡及して利子補給金を返還していただきます。

利子補給の終了事由

次のいずれかに該当する場合は、その事実発生日をもって利子補給を終了します。

◆繰上げ完済をした。 ◆代位弁済となった。 ◆事業を廃止した。 ◆借受者が死亡した。

◆法人の場合、主たる事業所と本店の所在地の両方が区内に所在しなくなった。

◆個人事業者の場合、主たる事業所と住民登録の両方が区内に所在しなくなった。

◆商店街出店者優遇を利用している場合、融資のあつ旋を受けた際に出店及び加入していた商店街に属さなくなった。

※ただし、商店街解散を原因とする場合、または、借受者が引き続き他の商店街に出店及び加入した場合を除く。

5. 中野区産業経済融資の種類とあつ旋内容

資金の種類		資金用途	あつ旋限度額	本人負担率	利子補給率	償還期間 (うち据置期間)	優遇措置	
一般融資	① 事業資金	設備 運 転 併 用 (借換)	5,000万円	1.3%以内 (※1_ 0.8%) (※2_ 0.4%)	0.6% (※1_ 1.1%) (※2_ 1.5%)		※1 商店街 ※2 居住	
	特別融資	② 事業活性化支援資金	設備 運 転 併 用	3,000万円	0.4%以内 (※1_ 0.0%)	1.5% (※1_ 1.9%)	7年以内 (6か月以内)	※1 商店街
								③ IT・DX導入資金
一般融資	④ 小規模企業特例資金 (中野小口)	設備 運 転 併 用 (借換)	2,000万円	0.8%以内 (※1_ 0.4%) (※2_ 0.2%)	1.1% (※1_ 1.5%) (※2_ 1.7%)	7年以内 (1年以内)	※1 商店街 ※2 居住	
特別融資	⑤ 事業活性化支援資金 (小口)	設備 運 転 併 用		0.4%以内 (※1_ 0.0%)	1.5% (※1_ 1.9%)		※手形貸付は 1年以内	※1 商店街
特別融資	⑥ IT・DX導入資金 (小口)	設備 運 転 併 用		0.2%以内 (※1_ 0.0%)	1.7% (※1_ 1.9%)		※手形割引は 6か月以内	※1 商店街
創業融資	⑦ 創業支援資金	設備 運 転 併 用 (借換)	2,000万円	0.2%以内 (※1・3 0.0%)	1.6% (※1・3 1.8%)	7年以内 (1年以内)	※1 商店街 ※3 ビジコン	
その他の融資	⑧ 災害特別資金	設備 運 転 併 用	1,000万円	0.2%以内 (※4_ 0.0%)	1.6% (※4_ 1.8%)	7年以内 (1年以内)	×	
	⑨ 経営安定支援資金						※4 セーフ	
	⑩ 経営改善借換資金	借換 追加 の 運 転 設 備	2,000万円	0.4%以内	1.5%	7年以内 (6か月以内)	×	

優遇措置 ※1 商店街 = 区内商店街出店優遇
優遇の詳細は7ページ参照

※2 居住 = 区内商店街出店及び居住者優遇

★要件を満たす方は、都の信用保証料補助を併用できる場合があります。要件等詳細については、8ページ参照

◇元金均等返済・証書貸付(④・⑤・⑥)は手形貸付・手形割引も可
◇取扱金融機関契約利率 1.9%(⑦・⑧・⑨)は、1.8%

◇①・④・⑦の資金については、借換を含める場合は据置期間なし

対象者・条件等
<p>事業の活性化を目的とし、次のいずれかの内容に取り組む事業者</p> <p>(1) 事業承継 (被承継者の事業資金及び経営権を承継者へ譲渡すること)</p> <p>① 5年以内に事業承継を行う具体的計画を策定し、その実行に取り組む</p> <p>② 事業承継をした日から5年未満で、承継後の経営を安定化させるための具体的計画を策定し、その実行に取り組む</p> <p>(2) 事業転換 (現在営む事業の廃止・縮小し、新たな事業(日本標準産業分類の細分類に掲げる産業のうち、現在営む事業と異なる事業)に取り組むこと)</p> <p>① 1年以内に事業転換を行う具体的計画を策定し、その実行に取り組む</p> <p>② 事業転換をした日から1年未満で、事業転換後の経営を安定化させるための具体的計画を策定し、その実行に取り組む</p> <p>※新たな事業の売上高が2年以内に全売上高の概ね3分の1以上となる収支計画を含んだ計画を策定する必要がある。</p> <p>(3) 事業多角化 (現在営む事業を継続し、新たな事業に取り組むこと)</p> <p>① 1年以内に事業多角化を行う具体的計画を策定し、その実行に取り組む</p> <p>② 事業多角化をした日から1年未満で、多角化後の経営を安定化させるための具体的計画を策定し、その実行に取り組む</p> <p>※取り組む新たな事業の売上高が2年以内に全売上高の概ね1割以上となる収支計画を含んだ計画を策定する必要がある。</p>
<p>IT・DXの導入に取り組む事業者</p> <p>※IT・DX導入にかかる経費に限る (機械装置費・委託費・外注費・クラウド使用料・専門家等依頼経費・デジタル技術取得経費等)</p>
<p>中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号のいずれかに該当する小規模企業者</p> <p>※この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であることが必要。</p> <p>返済方法 : 証書貸付、手形貸付(分割または一括)または手形割引(一括のみ)</p> <p>※上記のいずれについても、極度額設定のある貸付・割引(根保証形式のもの)を除く。</p>
<p>事業活性化支援資金の対象者及び小規模企業特例資金(中野小口)の対象者</p>
<p>IT・DX導入資金の対象者及び小規模企業特例資金(中野小口)の対象者</p>
<p>以下の要件を満たしている方</p> <p>(1) 共通 ①納付すべき住民税等をあつ旋の申込みをする日までに完納していること。 ②法人の場合、主たる事業所及び本店の所在地が、個人事業者の場合、主たる事業所が区内にあること。</p> <p>(2) これから創業の場合 ①事業を営んでいない個人で、これから区内で創業すること。</p> <p>(3) 創業5年未満の場合 ①事業を営んでいない個人が個人事業者または法人として創業し、創業した日から5年未満であること。 ②売上が発生していること。</p> <p>※以下のいずれかに該当する場合は、「創業支援資金」は利用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆既に個人事業者の方が新たに法人を設立する場合 ◆法人の代表者が新たに個人事業を始める場合 ◆法人の代表者が別の法人を設立する(分社化も含む)場合 <p>※「分社化」とは、中小企業者である会社(会社法第2条第1号に該当するもの)が、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立すること。</p>
<p>自然災害(地震を除く)や火災により区内の事業所が損失を受けた事業者</p>
<p>セーフティネット保証(1号～8号)にかかる区市町村長の認定を受けている事業者(9ページを参照)</p>
<p>信用保証協会の保証付きの中野区産業経済融資(経営改善借換資金を除く)の既往債務の借換を目的とする下記のいずれかを満たす事業者</p> <p>① セーフティネット保証(1号～8号)にかかる区市町村長の認定を受けていること。(9ページを参照)</p> <p>② 売上高、又は売上高総利益率、又は売上高営業利益率が前年同期と比較して5%以上減少していること。(最近3か月間の実績と前年同期の比較)</p>

※3 ビジコン = ビジネスプランコンテスト入賞者優遇

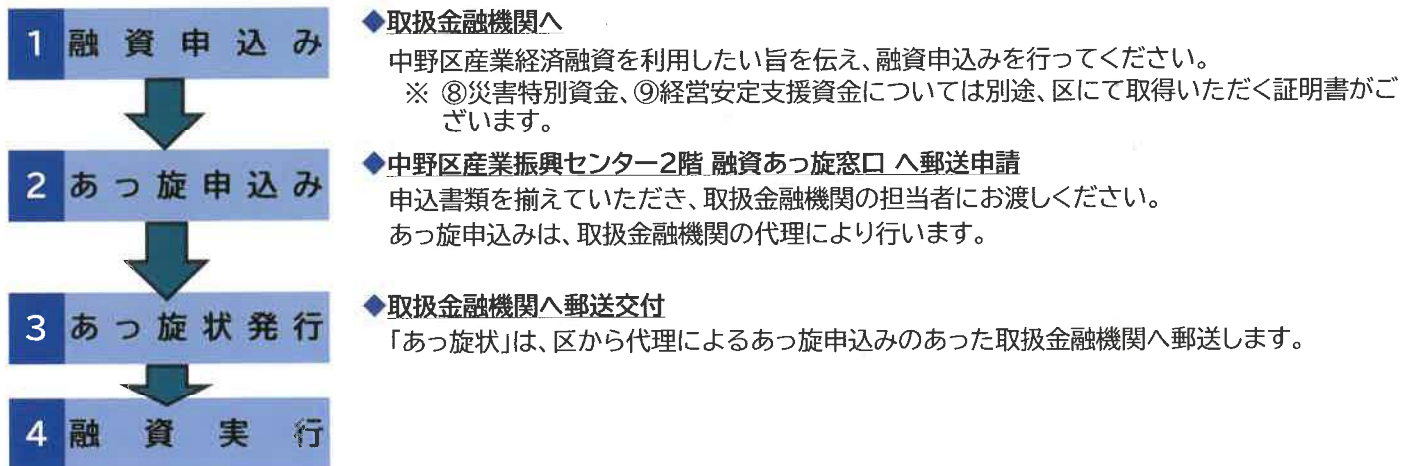
※4 セーフ = セーフティネット5号優遇

6. 手続のながれ

- ◆ 「一般融資」及び「その他の融資」のあっ旋申込みにあたっては、原則、取扱金融機関の代理による郵送申請とします。
- ◆ 「特別融資」の各資金及び「創業支援資金」の融資あっ旋の申込手続きにおいては、あっ旋申込み(受付を含む。)や「融資相談」・「創業相談」を金融機関等の代理により行うことはできません。
- ◆ 取扱金融機関の代理により申込み場合は、委任状及び本人確認書類が必要です。

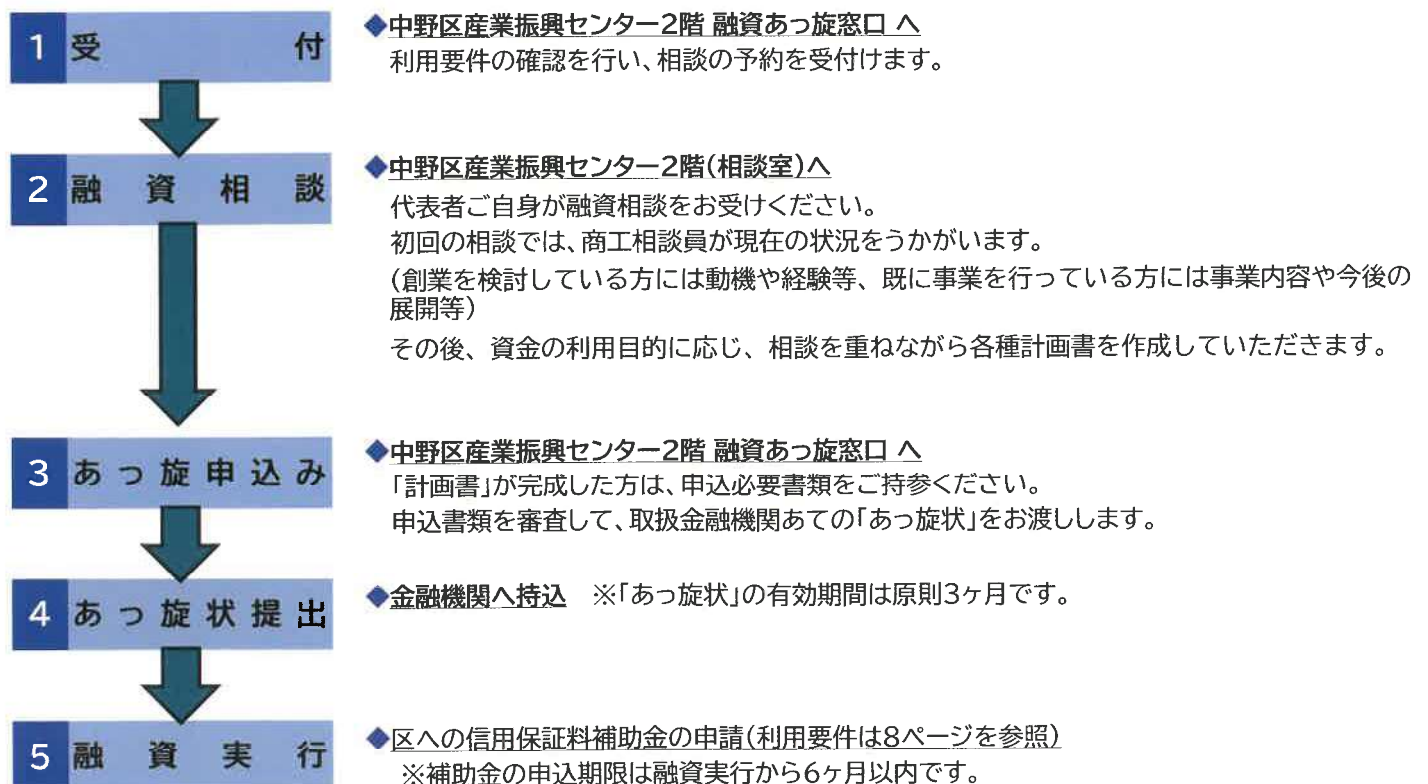
「一般融資」及び「その他の融資」手続のながれ

- ◆ 「一般融資(①事業資金、④小規模企業特例資金(中野小口))」及び「その他の融資(⑧災害特別資金、⑨経営安定支援資金、⑩経営改善借換資金)」のあっ旋申込みのながれです。
- ◆ ⑩経営改善借換資金については、事前に商工相談員との面談を行い、別途「事業計画書」を作成していただきます。



「創業支援資金」・「特別融資」手続のながれ

- ◆ 「⑦創業支援資金」と特別融資の「②事業活性化支援資金(⑤小口含む。）」、「③IT・DX導入資金(⑥小口を含む。）」のあっ旋申込みのながれです。
- ※申込みにあたり、商工相談員との面談を重ねながら「各種計画書」を作成していただきます。



7. 申込書類

共通															
(1) ◆中野区産業経済融資資金あつ旋申込書(所定用紙)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◆直近の法人都民税納税証明書 (事業年度終了日から3か月以上経過した最新年度分)</td> <td>区内在住 ◆住民税(特別区民税・都民税)納税証明書 区外在住 ◆住民税(特別区民税・都民税)(事務所・事業所分)納税証明書 ※非課税の方は非課税証明書 ※下記納期対応表記載「必要な証明内容」の納付が確認できるもの</td> </tr> <tr> <td>◆直近の法人税確定申告書(別表1のみ) 決算書(決算報告書のみ)のコピー</td> <td>◆直近の所得税確定申告書(第1表のみ) 青色申告決算書(損益計算書・貸借対照表のみ) または収支内訳書(1枚目のみ)のコピー</td> </tr> <tr> <td>◆履歴事項全部証明書のコピー ※発行後3か月以内のものに限る。</td> <td>◆個人事業の開業・廃業等届出書のコピー (「これから創業」の場合を除く) ※上記書類に個人番号がある場合は個人番号部分にマスキング処理(黒く塗りつぶす等)を施した状態で提出してください。</td> </tr> <tr> <td>◆見積書のコピー ※ 設備資金申込みの場合 ※ 「特別融資」及び「創業支援資金」及び「災害特別資金」を利用する場合は、設置先や施工先(区内に限る)の記載があるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◆商店街加入証明書(所定様式)【「商店街出店者優遇」利用の場合のみ】 ※上記により難しい場合は、直近の商店会費の領収書等の写し ※領収書等は、申請日の属する月または前月分まで有効</td> <td>※商店街についてのお問い合わせは商店街連合会にお願いします。 (10ページを参照)</td> </tr> <tr> <td>◆住民票の写し(コピー不可)(区内商店街出展者優遇の居住要件を利用する場合のみ) ※発行後3か月以内のものに限る</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法人	個人	◆直近の法人都民税納税証明書 (事業年度終了日から3か月以上経過した最新年度分)	区内在住 ◆住民税(特別区民税・都民税)納税証明書 区外在住 ◆住民税(特別区民税・都民税)(事務所・事業所分)納税証明書 ※非課税の方は非課税証明書 ※下記納期対応表記載「必要な証明内容」の納付が確認できるもの	◆直近の法人税確定申告書(別表1のみ) 決算書(決算報告書のみ)のコピー	◆直近の所得税確定申告書(第1表のみ) 青色申告決算書(損益計算書・貸借対照表のみ) または収支内訳書(1枚目のみ)のコピー	◆履歴事項全部証明書のコピー ※発行後3か月以内のものに限る。	◆個人事業の開業・廃業等届出書のコピー (「これから創業」の場合を除く) ※上記書類に個人番号がある場合は個人番号部分にマスキング処理(黒く塗りつぶす等)を施した状態で提出してください。	◆見積書のコピー ※ 設備資金申込みの場合 ※ 「特別融資」及び「創業支援資金」及び「災害特別資金」を利用する場合は、設置先や施工先(区内に限る)の記載があるもの		◆商店街加入証明書(所定様式)【「商店街出店者優遇」利用の場合のみ】 ※上記により難しい場合は、直近の商店会費の領収書等の写し ※領収書等は、申請日の属する月または前月分まで有効	※商店街についてのお問い合わせは商店街連合会にお願いします。 (10ページを参照)	◆住民票の写し(コピー不可)(区内商店街出展者優遇の居住要件を利用する場合のみ) ※発行後3か月以内のものに限る	
法人	個人														
◆直近の法人都民税納税証明書 (事業年度終了日から3か月以上経過した最新年度分)	区内在住 ◆住民税(特別区民税・都民税)納税証明書 区外在住 ◆住民税(特別区民税・都民税)(事務所・事業所分)納税証明書 ※非課税の方は非課税証明書 ※下記納期対応表記載「必要な証明内容」の納付が確認できるもの														
◆直近の法人税確定申告書(別表1のみ) 決算書(決算報告書のみ)のコピー	◆直近の所得税確定申告書(第1表のみ) 青色申告決算書(損益計算書・貸借対照表のみ) または収支内訳書(1枚目のみ)のコピー														
◆履歴事項全部証明書のコピー ※発行後3か月以内のものに限る。	◆個人事業の開業・廃業等届出書のコピー (「これから創業」の場合を除く) ※上記書類に個人番号がある場合は個人番号部分にマスキング処理(黒く塗りつぶす等)を施した状態で提出してください。														
◆見積書のコピー ※ 設備資金申込みの場合 ※ 「特別融資」及び「創業支援資金」及び「災害特別資金」を利用する場合は、設置先や施工先(区内に限る)の記載があるもの															
◆商店街加入証明書(所定様式)【「商店街出店者優遇」利用の場合のみ】 ※上記により難しい場合は、直近の商店会費の領収書等の写し ※領収書等は、申請日の属する月または前月分まで有効	※商店街についてのお問い合わせは商店街連合会にお願いします。 (10ページを参照)														
◆住民票の写し(コピー不可)(区内商店街出展者優遇の居住要件を利用する場合のみ) ※発行後3か月以内のものに限る															

中野区所定様式の計画書が必要なもの

	以下の融資の場合	必要な計画書
(1)	⑦ 創業支援資金	創業計画書
	② 事業活性化支援資金	事業活性化計画書
	⑤ 事業活性化支援資金(小口)	
	③ IT・DX導入資金	IT・DX導入事業計画書
	⑥ IT・DX導入資金(小口)	
	⑩ 経営改善借換資金	借換事業計画書

その他の書類

	以下の融資の場合	必要な書類
(1)	⑧「災害特別資金」	◆官公庁の発行する罹災証明書のコピー
(2)	⑨「経営安定支援資金」	◆区市町村長の発行したセーフティネット認定書のコピー ※有効期限内のものに限る
	⑩「経営改善借換資金」(該当の場合)	

ご注意

- 納税証明書について、区が指定する税目や年度分の確認できる証明書が発行されない方はご相談ください。
- 必要に応じて追加で書類を提出していただく場合があります。
特に、「主たる事業所」のみが区内にあることをもって融資あつ旋申込みを行う場合にあっては、「主たる事業所」が1年以上区内にあることがわかる書類を別途ご提出いただく必要があります。
(例)法人設置・設立届出書の写し、異動届出書の写し ※「主たる事業所」所在地の記載があるもの

【納期対応表】

普通徴収の方		特別徴収の方	
申込月	必要な証明内容	申込月	必要な証明内容
4月～7月	令和7年度全期分	4月～7月	令和7年度の申込月の前月の納期限分まで
8月～9月	令和8年度1期分	8月～3月	令和8年度の申込月の前月の納期限分まで
10月～11月	令和8年度1～2期分		
12月～2月	令和8年度1～3期分		
3月	令和8年度全期分		

8. 優遇措置について

3ページの資金を利用するにあたって、下記に該当する場合、本人負担利率を優遇します。

- (1) 区内商店街出店者優遇(※1商店街) (⑧・⑨・⑩を除く資金全て)
 - ◆ 中野区内の商店街に出店及び加入している事業者
- (2) 区内商店街出店及び居住者優遇(※2居住) (①・④)
 - ◆ (1)の条件に加え、住民票により法人の代表者または個人の中野区内への居住が確認できた場合、追加で適用。
- (3) ビジネスプランコンテスト入賞者優遇(※3ビジコン) (⑦)
 - ◆ 区主催または共催のビジネスプランコンテスト入賞者が入賞したプランを実施することを資金使途としてあつ旋の申込みをする場合
※当該入賞した日の属する年度及びこれに続く2年度の間にあつ旋の申込みをする場合に限る
- (4) セーフティネット5号優遇(※4セーフ) (⑨)
 - ◆ 区市町村からセーフティネット5号の認定を受けてあつ旋の申込みをする場合

9. 信用保証協会について

「信用保証協会法」に基づく公的機関として、事業経営に取り組んでいる中小企業者が金融機関から融資を受けるとき、保証人となって借入を容易にし、中小企業者の育成を金融の側面から支援する機関です。

※資金の種類①～③、⑧の資金の利用にあたっては、信用保証協会の保証(有料)が必要になる場合があります。

※資金の種類④～⑦、⑨、⑩の資金の利用にあたっては、信用保証協会の保証(有料)が必須です。

◆東京信用保証協会 新宿支店(担当地域/中野・新宿・杉並)

※ 担当地域制になっていますので、法人の方は登記上の本店所在地、個人事業者の方は住民登録地を担当する支店での取扱いとなります。

- ◆ 所在地: 〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル3階
- ◆ 電話: 03-3344-2251
- ◆ ホームページ: <https://www.cgc-tokyo.or.jp/index.html>

[トップページ](#) > [ご利用のご案内](#) > [信用保証料](#)

[トップページ](#) > [お問い合わせ/事業所一覧](#) > [事業所一覧](#) > [新宿支店](#)



10. 中野区の利子補給と東京都の信用保証料補助の併用

- ◆ 中野区産業経済融資のあっ旋を受けた方で、次に挙げる東京都中小企業制度融資の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。
- ◆ 併用する場合は、(1)以降の要件を満たし、都制度融資として信用保証協会へ保証申込みをしていただく必要があります。(※別途書類が必要となる場合があります。)

(1) ①事業資金、③IT・DX導入資金

設備資金に付随する運転資金・設備資金であること

※ 事業の実施に必要な設備の導入、増強、改良、補修等を行うもの、または建物の改修、建替等を行うものに限る。

(2) ②事業活性化支援資金

取り組む内容が「事業承継」であること

(3) ⑧災害特別資金、⑨経営安定支援資金

小規模企業者であること

(4) ⑩経営改善借換資金

小規模企業者であること

設備資金を含まないこと

中野区産業経済融資（区制度融資）		東京都中小企業制度融資（都制度融資：略称）	都保証料補助率
①	事業資金	設備融資（設備投資）	2/3
③	IT・DX導入資金		
②	事業活性化支援資金 ※「事業承継」に限る	事業承継融資（承継一般）	1/2
④	小規模企業特例資金(中野小口)	小規模事業融資（小口）	
⑤	事業活性化支援資金(小口)		
⑥	IT・DX導入資金(小口)		
⑦	創業支援資金	創業融資（創業）	2/3
⑧	災害特別資金	経営安定融資（経営一般）	1/2
⑨	経営安定支援資金	経営安定融資（経営セーフ）	
⑩	経営改善借換資金	借換融資（特別借換）	

11. 創業支援資金等に対する信用保証料補助について

創業支援資金、経営安定支援資金及び経営改善借換資金を利用する事業者に対して、信用保証料の補助を行います。創業支援資金については、東京都の補助(2/3)と中野区の補助(1/3)を併せて、保証料負担が実質0円となります。経営安定支援資金・経営改善借換資金については、東京都の補助(1/2)と中野区の補助(1/2)を併せて、保証料負担が実質0円となります。ただし、中野区の補助は、上限額30万円となります。

※申請期限は融資実行日から6か月以内です。

※詳細は中野区ホームページをご確認ください。

利用要件：以下の要件を満たしている方

- (1) 中野区産業経済融資（創業支援資金、経営安定支援資金、経営改善借換資金のいずれか）のあっ旋申込を行った事業者
- (2) 東京信用保証協会に対して信用保証料を支払い、金融機関から融資を受けた事業者

必要書類：

- (1) 中野区信用保証料補助金交付申請書
- (2) 中野区信用保証料補助金交付請求書兼口座振替依頼書
- (3) 信用保証書の写し、または信用保証決定のお知らせ(東京信用保証協会が発行したもの)

12. その他の経営支援

セーフティネット保証の認定

※制度の詳細については、中小企業庁のホームページをご覧ください。
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

取引先企業等の倒産、災害等の突発的事由、取引先金融機関の破綻等により、経営の安定に支障が生じている中小企業者について、資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が保証限度額の別枠化を行う国の保証制度です。

利用要件：区市町村長の認定を受けること

※認定の申請先は、次のとおりです。

- ア 法人の場合：登記上の住所または事業実態のある事業所の所在地の区市町村
- イ 個人事業者の場合：事業実態ある事業所の所在地の区市町村

申請手続き：① 中野区産業振興センター2階 融資あつ旋窓口にて認定審査の事前予約を行ってください。
事前予約は、お電話(03-3380-6947)か直接窓口にて行ってください。
なお、事前予約の際に、認定要件の確認と申請書類の案内を行います。

- ② ご予約日までに申請書類をご準備ください。
申請書類の一部につきましては、中野区ホームページよりダウンロードしてください。
- ③ ご予約の日時になりましたら、申請書類をご持参のうえ、中野区産業振興センター2階(相談室)にて認定審査を受けてください。
- ④ 認定審査を行った日から2・3営業日後を目安に、郵送にて、認定書を交付します。
- ⑤ 交付された認定書を金融機関または信用保証協会へご持参ください。

備考：◆ 上記申請手続きは、一部の金融機関による代行申請も可能です。ただし、金融機関による代行申請の場合は、申込書類に加えて委任状と本人確認書類が必要です。
※代行申請については、中野区ホームページにてご確認ください。

- ◆ セーフティネット保証5号については、金融機関による代行申請の場合に限り、郵送申請が可能です。
※金融機関による代行申請の場合、上記の申請手続き③の認定審査は省略となります。

中小企業庁ホーム > 政策について > セーフティネット保証制度 > 5号:業況の悪化している業種(全国的)



商工相談

※詳細は、産業振興センターHPをご覧ください
<https://nakano-sangyoushinkou.jp/consultation/>

経営全般及び創業全般に係る事前予約制の相談窓口を設けています。中小企業診断士がお受けします。
相談料無料です。お気軽にご予約ください。

利用できる方：区内に主たる事業所を有する事業者 又は 区内で創業を予定している方

相談受付日：毎週月曜日から金曜日(祝日及び年末年始を除く。)

なお相談時間は1コマ50分です。(午前9時10分から午後4時までの1日 7コマ)

相談実施場所：商工相談室(中野区産業振興センター2階)

申込方法：次のいずれかの方法にてお申込みください。

電話(03-3380-6947)

融資あつ旋窓口(中野区産業振興センター2階)で直接申込み

中野区産業振興センター HOME > 専門相談



株式会社日本政策金融公庫が実施する「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」の融資を受けた小規模事業者に対して、支払った利子の一部を補助します。

利 用 要 件：以下の要件を満たしている方

- (1) マル経融資を受け、利子の支払いを行っていること
- (2) ア 法人の場合：本店の所在地または主たる事業所が区内にあること
イ 個人事業者の場合：住民登録または主たる事業所が区内にあること

補 助 率：以下のとおり、東京商工会議所の会員か非会員で補助率が異なります。

- ア 会員の場合：支払った利子の100%
- イ 非会員の場合：支払った利子の50%

補 助 期 間：初回の利子支払日の属する月から起算して36か月

- 申 請 手 続 き：① 中野区ホームページより申請してください。また、東京商工会議所への加入状況を確認するため、当該年度の会費の支払状況が分かるもの（通帳の写し等）もご提出ください。
- ※ 中野区ホームページよりダウンロードした申請書類を、中野区区民部産業振興課中小企業支援係までメール、郵送または窓口（区役所8階）にご持参いただくことも可能です。
- ※ 申請期間は、4月1日～12月28日(必着)です。
- ② ご提出された申請書類を審査し、3月中に交付または不交付の通知をします。
- ③ 3月下旬頃に、指定された口座に利子補給金を振込みます。

中野区HPトップページ > 事業者向け > 産業振興 > 助成・補助金

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)に対する利子補給
を選択してください。



13. その他 参考情報

中野区商店街連合会

中野区商店街連合会とは中野区内の約60店街が加盟する団体です。

事務局所在地： 〒164-0001
東京都中野区中野2-13-14中野区立産業振興センター2F

TEL : 03-6454-1995

MAIL : info@nakano-kushoren.gr.jp

取扱時間 : 平日 月～金、10時～17時（12時～13時を除く）
<https://www.heart-beat-nakano.com/about/office.html>



中野区商店街ナビ > 中野商店街連合会とは > 事務局のご案内

【商店会に加入しましょう！】

中野区には約60店街の商店会があり、各商店会では商店街の振興や地域の活性化を図るため各種事業を行っています。商店会に加入すると様々なメリットがありますので、これから区内で開業される方や、すでに事業を営んでいてもまだ加入していない方は、是非、商店会に加入しましょう。

商店会に加入したいとお考えの方で、商店会の連絡先等が分からない場合は、上記中野区商店街連合会事務局までご相談ください。